

(趣旨)

第1条 職員の給与の支給については、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給与の現金支給)

第2条 職員の給与は、全て現金で支払わなければならない。

(平23規則3・一部改正)

(給与の差引支給の禁止)

第3条 職員の給与は、法律または条例(これらの委任に基づく政令または規則を含む。)によつて特に認められた場合を除くほかその職員に支払うべき金額を差し引いて支給してはならない。ただし、当分の間職員の承認を得た場合には、この限りでない。

(給与の直接支給)

第4条 職員の給与は、法令によつて特に認められた場合を除くほか、直接その職員に支給しなければならない。  
2 職員の申出により、管理者が認めた場合は、前項の規定にかかわらず給与の全部を口座振替の方法により支給することができる。

(平22規則1・一部改正)

(死亡した職員の給与の支給)

第5条 職員が死亡した場合におけるその職員の給与は、次に掲げる遺族に支給するものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者を除くほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者に対して給与を支給する順位は、前項各号の順位に、第2号および第4号に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位によるものとし、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によつて等分して支給するものとする。

(勤務1時間当たりの給与額算出の基礎となる給料の月額)

第6条 条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例第24条の規定によつて給与を減額された場合においても、その職員が本来受けるべき給料の月額とする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第1項の規定によつて減給処分を受けている場合には、その期間に限り、減給された給料額をもつて給料の月額とする。

(給与の減額)

第7条 条例第24条に規定する勤務をしないことについて任命権者の承認があつた場合とは、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第11条に規定する休暇(介護休暇および介護時間を除く。)による場合とする。

2 職員が次の各号のいずれかに該当し、欠勤、遅刻および早退等により勤務しない場合には、所属長は、その勤務しない1時間当たりの給与額を減額する。

- (1) 実質的に同盟罷業、怠業その他争議行為等と同一視すべき事由により勤務しない場合(所属長の許可を受けずに集团的に事務、事業の運営を妨害する目的をもつて勤務しない場合を含む。)
- (2) 職務命令に反して勤務しない場合
- (3) 所属長の許可を受けずに、私事の都合または故障により勤務しない場合

3 条例第25条により計算する場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 条例第24条の規定によつて給与を減額する場合においては、その月における減額すべき給与の額は、その月の給料の額に対応する額をそれぞれ翌月の給料から差し引くものとする。ただし、職員の異動、退職、死亡、休職(ただし、条例第22条第1項の規定による休職を除く。第13条において同じ。)、停職、無給休暇等により、減額すべき給与の額が翌月の給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(平7規則2・平28規則7・令元規則4・一部改正)

第8条 扶養手当、住居手当、特殊勤務手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても減額しない。

- (1) 条例第24条の規定によつて給料を減額された場合
- (2) 法第29条第1項の規定によつて減給処分を受けた場合

(令元規則4・一部改正)

(給与の額の端数の処理)

第9条 給与の計算に際してその額に円位未満の端数を生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の例によるものとする。

(給料の支給)

第10条 条例第6条第2項の給料の支給日は、その月の21日(その月の21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日)とする。ただし管理者は、特別の必要があると認めるときは、別に給料の支給日を指定することがある。

2 職員が職員またはその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給料の支給を請求したときは、前項の規定による給料の支給日前であつても、請求の日までの給料をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とする日割による計算(以下「日割計算」という。)によつてその際に支給するものとする。

(平7規則2・一部改正)

第11条 給料の支給日後において新たに職員となつた者および給料の支給日前に退職した職員の給料は、日割計算によつてその際に支給するものとする。

第12条 職員が月の中途においてその所属する給料の支給義務者を異にして異動したときは、その月の給料は日割計算により、発令の前日までの分をその者が従前所属していた支給義務者において支給し、発令の当日以降の分をその者が新たに所属することとなつた支給義務者において支給するものとする。

第13条 職員が給料の支給日前において休職を命ぜられ、育児休業を承認され、停職処分を受け、またはその月を超えて無給休暇を与えられたときは、その月の給料は、日割計算によつてその際に支給するものとする。休職、育児休業、停職または無給休暇中にある職員が、給料の支給日後において職務に復帰したときも同様とする。

(管理職手当の支給)

第14条 条例第8条の規定により管理職手当を支給する職およびその職にある職員に支給する管理職手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表に掲げる職を付与された職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 同表職務の級の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表管理職手当の額の欄に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることになつた職員を含む。))にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。)

(2) 別表に掲げる職を付与された職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員 管理者が別に定める額

2 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかつた場合(条例第22条第1項の場合および公務上の負傷もしくは疾病または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。))による負傷もしくは疾病(以下「公務傷病等」という。))にかかり条例第24条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。)

4 職員が、管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職として受けるべき管理職手当は支給しない。

(平20規則6・平22規則1・令元規則4・一部改正)

(特殊勤務手当の支給)

第15条 条例第13条による消防業務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 救急現場等へ出場し、救急業務(消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に定める業務をいう。)に従事したとき(1回 300円)

(2) 救急救命士の資格を有する職員が、救急現場に出場し救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する救急救命処置を実施したとき(1回 1,000円)

(3) 火災現場に出場し、消火業務等に従事したとき(1回 450円)

(4) 救助現場等へ出場し、救助業務(要救助者の危険を排除し、安全な場所に救出する業務をいう。)に従事したとき(1回 450円)

(5) 風水害、地震等による自然災害等および緊急援助隊により災害現場に出場し、消防業務に従事したとき(1回 450円)

(6) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限る。)で、管

- 理者が定めるものに限る。以下同じ。)の患者の搬送業務に従事したとき(1日 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触してまたは長時間にわたり接して搬送業務を行った場合にあっては、4,000円))
- (7) 前号に掲げるものを除き、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う業務またはこれに準ずる業務に従事したとき(1日 1,000円(長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円))
- 2 同一の日において、前項第6号および第7号の業務に従事した場合には、同項第7号の業務に係る手当は支給しない。
- 3 任命権者(その委任を受けたものを含む。)は、職員の消防業務の従事状況について特殊勤務手当実績簿(別記様式)を作成し、これを保管しなければならない。

(平20規則6・全改、平22規則1・平28規則2・令2規則4・令2規則10・令4規則1・令5規則1・一部改正)  
(超過勤務手当および休日給の支給割合)

第16条 条例第14条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 条例第14条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。
- 3 条例第20条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(平7規則2・平20規則6・平22規則1・一部改正)  
(割振り変更前の正規の勤務時間を超えた全勤務時間の特例)

第16条の2 条例第14条第3項の規則で定める時間は、1週間につき38時間45分の勤務時間が割り振られている職員が、休日等(条例第20条第1項に規定する休日等をいう。以下この条において同じ。))が属する週において当該休日等に勤務を命じられて休日給が支給された場合に、当該週(週休日の振替等(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年鯖江・丹生消防組合規則第2号)第3条第1項に規定する週休日の振替等をいう。以下この条において同じ。))により勤務時間が割り振られた日の属する1週間の期間をいう。以下この条において同じ。))に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間とする。

- (1) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間(以下この条において「基準時間」という。))以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 当該週の勤務時間が基準時間を超えるとときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間
- 2 条例第14条第3項の規則で定める時間は、勤務時間条例第3条第2項ただし書または第4条の規定により勤務時間が割り振られている職員(前項に掲げる職員を除く。))が、当該週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間とする。
- (1) 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たない場合(当該週に休日等があり、職員が当該休日等に勤務を命じられて休日給が支給された場合を除く。))における次の時間
- ア 当該週の勤務時間が38時間45分以下となるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- イ 当該週の勤務時間が38時間45分を超えるとときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間
- (2) 当該週に休日等があり、職員が当該休日等に勤務を命じられて休日給が支給された場合における次の時間
- ア 当該週の勤務時間が基準時間以下となるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- イ 当該週の勤務時間が基準時間を超えるとときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、基準時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間(割振り変更前の正規の勤務時間が基準時間を超える場合を除く。))

(平22規則1・追加、平23規則3・一部改正)

(条例第14条第4項の規則で定める勤務)

第16条の3 条例第14条第4項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(管理者が定める職員を除く。)) 次に掲げる日
- ア 当該月における日曜日
- イ 当該月における週休日の振替(勤務時間条例第5条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。))により週休日に変更された日
- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同条の規定により週休日とされた日)に限る。以下「原週休日」という。))の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他管理者が定める職員を除く。)) 次に掲げる日
- ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
- (イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- イ 当該月における週休日の振替(勤務時間条例第5条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日
- (ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
- (イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との均衡を考慮して管理者が定める日
- (平22規則1・追加)

(休日給の支給される日の特例)

第16条の4 条例第20条第3項第1号の規則で定める日は、週休日に当たる国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日(その日が同条に規定する休日、条例第20条第3項第2号に規定する日または勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日(以下この条において「休日等」という。))に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日とする。)ただし、管理者は、職員の正規の勤務時間の割振りの事情により、別の日とすることができる。

2 休日給の支給される日は、条例第20条第3項に定めるほか、国の行事等の行われる日で管理者が指定する日とする。

(平22規則1・追加)

(超過勤務手当、休日給および夜勤手当の支給)

第16条の5 超過勤務手当、休日給および夜勤手当(以下「超過勤務手当等」という。)の支給については、所定の超過勤務等命令票および週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿によつて勤務を命ずるものとし、これによつて職員が実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。

2 超過勤務手当等は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 職員が勤務時間条例第8条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

4 超過勤務手当等は、第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、職員が第10条第2項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する任命権者を異にして異動し、または退職し、もしくは死亡した場合には、その異動し、または退職し、もしくは死亡した日までの分をその際支給するものとする。

5 職員に支給する超過勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した全時間数)によつて計算するものとし、この場合の1時間未満の端数処理については、第7条第3項の例による。

(平22規則1・追加)

第17条 公務によつて旅行(出張および赴任を含む。)中の職員は、その期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間以外に勤務すべきことを任命権者があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間について明確に証明できるものについては、超過勤務手当を支給するものとする。

(宿日直手当の支給)

第18条 宿日直手当の支給については、所定の宿日直命令簿によつて勤務を命ずるものとし、これによつて実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。

2 日直手当または宿直手当の額は、日直または宿直勤務1回につき4,200円とする。

3 宿日直手当は、第16条の5第2項および第4項に準じて支給するものとする。

(平7規則3・平8規則5・平9規則3・平10規則3・平11規則8・平22規則1・一部改正)

(期末手当の支給)

第19条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(法第28条第2項第1号に該当して休職されている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職されている職員をいう。)

- (3) 停職者(法第29条第1項の規定により停職されている職員をいう。)
- (4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員をいう。)
- (5) 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)
- 2 条例第17条第1項後段に定める職員とは、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- (1) その退職し、または死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であつた者
- (2) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。)となつた者
- ア 条例の適用を受ける職員
- イ 特別職に属する地方公務員
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。)となつたもの
- ア 国家公務員
- イ 他の地方公共団体の職員(期末手当の支給について条例の適用を受ける職員として在職した期間を当該地方公共団体の在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員となつた者に限る。)
- 3 条例第22条第6項ただし書の規則で定める職員は、前項第2号および第3号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- 4 条例第17条第4項の規則で定める職員の区分は、次の表の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める場合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

| 職員             | 加算割合    |
|----------------|---------|
| 職務の級8級の職員      | 100分の20 |
| 職務の級7級および6級の職員 | 100分の15 |
| 職務の級5級および4級の職員 | 100分の10 |
| 職務の級3級の職員      | 100分の5  |

- 5 条例第17条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
- 6 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- (1) 第1項第3号から第5号に掲げる職員として在職した期間についてはその全期間
- (2) 育児休業職員(育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 7 第1項第5号に掲げる職員で勤務および勤務時間が常勤の職員と同様である者および公務傷病等による休職者(条例第22条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であつた期間については、前項の規定にかかわらず除算は行なわない。
- 8 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合(第2号および第3号に掲げる者にあつては、引続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第4項の在職期間に算入する。
- (1) 特別職に属する地方公務員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員(期末手当の支給について、条例の適用を受ける職員として在職した期間を当該地方公共団体の在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の職員であつた場合を除く。)
- 9 前項の期間の算定については、第5項および第6項の規定を準用する。
- 10 次の各号に掲げる者は、条例第17条第1項のそれぞれその日に在職する職員に該当するものとする。
- (1) 基準日に離職し、または死亡した者
- (2) 基準日に新たに職員となつた者
- 11 条例第17条第3項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 休職者の場合には、条例第22条に規定する支給率を乗じない給与月額
- (2) 条例第24条の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額
- (3) 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第21条の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額
- (平11規則8・平15規則5・平18規則3・平20規則6・平22規則1・令元規則4・一部改正)
- (勤勉手当の支給)
- 第20条 条例第18条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの勤務手当基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。
- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

- (2) 前条第1項第3号から第5号までに該当する者
- 2 条例第18条第1項後段に定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。
- (1) その退職し、または死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であつた者
- (2) 前条第2項第2号および第3号に掲げる者
- 3 条例第18条第2項に規定する割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合(以下次項において「期間率」という。)に第9項に規定する職員の勤務成績による割合(以下第9項において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、次の表の勤務期間欄に掲げる期間に対応する率とする。

| 勤務期間         | 期間率      |
|--------------|----------|
| 6箇月          | 100分の100 |
| 5月15日以上6箇月未満 | 100分の95  |
| 5月以上5月15日未満  | 100分の90  |
| 4月15日以上5月未満  | 100分の80  |
| 4月以上4月15日未満  | 100分の70  |
| 3月15日以上4月未満  | 100分の60  |
| 3月以上3月15日未満  | 100分の50  |
| 2月15日以上3月未満  | 100分の40  |
| 2月以上2月15日未満  | 100分の30  |
| 1月15日以上2月未満  | 100分の20  |
| 1月以上1月15日未満  | 100分の15  |
| 15日以上1月未満    | 100分の10  |
| 15日未満        | 100分の5   |
| 零            | 零        |

- 5 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
- 6 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- (1) 前条第1項第3号から第5号までに掲げる者(同項第5号に掲げる者にあつては、勤務日および勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)および同条第6項第2号に規定する育児休業職員として在職した期間
- (2) 休職にされていた期間(公務傷病等により休職にされていた期間を除く。)
- (3) 条例第24条の規定に基づき給与を減額された期間
- (4) 負傷または疾病(公務傷病等を除く。)および介護休暇により勤務しなかつた期間から週休日および休日等(条例第20条に規定する休日をいう。)を除いた日が30日をこえる場合には、その勤務しなかつた全期間
- (5) 勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- (6) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- (7) 基準日以前6箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 7 前条第8項の規定は、第5項に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。
- 8 前項の期間の算定については、第6項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 9 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。
- (1) 法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の205以下
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50.25以下  
(平7規則2・平11規則8・平15規則5・平22規則1・平27規則3・平28規則7・平30規則1・平31規則2・令元規則4・令6規則3・一部改正)
- (期末手当および勤勉手当の支給日)

第21条 期末手当および勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

| 基準日 | 支給日 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|       |        |
|-------|--------|
| 6月1日  | 6月30日  |
| 12月1日 | 12月10日 |

(平15規則5・一部改正)  
(管理職員特別勤務手当)

第22条 条例第20条の2第3項第1号に規定する管理職員特別勤務手当の額は、第14条第1項に規定する別表に掲げる職務の級(以下この条において「管理職員」という。)の区分に応じ、次の表の右欄のとおりとする。

| 職務の級 | 支給額     |
|------|---------|
| 8級   | 10,000円 |
| 7級   | 8,000円  |
| 6級   | 6,000円  |
| 5級   | 4,000円  |

2 条例第20条の2第3項第1号ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

3 条例第20条の2第3項第2号の規則で定める額は、管理職員の区分に応じ、次の表の右欄のとおりとする。

| 職務の級 | 支給額    |
|------|--------|
| 8級   | 5,000円 |
| 7級   | 4,300円 |
| 6級   | 3,500円 |
| 5級   | 3,000円 |

4 条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 任命権者(その委任を受けたものを含む。)は、管理職員特別勤務実績簿および管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

6 管理職員特別勤務手当は、第16条の5第2項および第4項に準じて支給するものとする。

(平7規則3・平18規則3・平20規則6・平22規則1・平27規則3・一部改正)  
(災害派遣手当の支給)

第23条 条例第19条に規定する災害派遣手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。
- 附 則(昭和45年規則第1号)  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。
- 附 則(昭和46年条例第1号)  
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項、第3項および第4項の改正規定は、昭和46年1月1日から施行する。
- 2 改正後の規定(前項ただし書にかかる改正規定を除く。)は、昭和45年5月1日から適用する。
 

附 則(昭和46年規則第5号)  
 この規則は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第4号)  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則(昭和48年規則第2号)  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年規則第5号)  
 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日以降の宿日直から適用する。

2 昭和48年9月1日から施行日の前日までの期間内に宿日直勤務をし、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定により支給された宿日直手当は、この規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。
 

附 則(昭和49年規則第3号)  
 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第18条第2項、第3項および第4項の規定(以下「宿日直手当」という。)は、同年9月1

日から、改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則第3条第1項第2号の規定は、昭和50年1月1日から適用する。

- 2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則、鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日(宿日直手当については同年9月1日)からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(昭和51年規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第20条第4項の規定は、昭和51年12月5日から、別表第1の表、支給額改正および改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則の規定は、昭和52年1月1日から適用する。
- 2 職員が改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた手当および給与は、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定による手当および給与の内払とみなす。

附 則(昭和53年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年規則第4号)

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第5号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第1号)

この規則は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第7条、第16条第5項および第6項、第18条第2項ならびに第21条の改正規定は、平成2年1月7日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第7号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項ならびに第20条第1項および第6項の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第5号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第8号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第4号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第19条第6項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。
  - 附 則(平成4年規則第8号)  
この規則は、平成4年10月1日から施行する。
  - 附 則(平成4年規則第10号)  
この規則は、平成5年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成4年規則第11号)  
この規則は、平成5年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成6年規則第1号)  
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成6年規則第3号)  
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成6年規則第6号)  
この規則は、平成7年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成7年規則第2号)抄  
この規則は、平成7年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成7年規則第3号)  
この規則は、平成8年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成8年規則第5号)  
この規則は、平成9年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成9年規則第3号)  
この規則は、平成10年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成10年規則第3号)  
この規則は、平成11年1月1日から適用する。
  - 附 則(平成11年規則第5号)  
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成11年規則第8号)  
この規則は、平成12年1月1日から施行する。
  - 附 則(平成15年規則第2号)  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成15年規則第5号)  
この規則は、平成15年12月1日から施行する。
  - 附 則(平成17年規則第2号)  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成18年規則第3号)  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成20年規則第6号)  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成21年規則第4号)  
この規則は、平成21年7月1日から施行する。
  - 附 則(平成22年規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成23年規則第3号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成27年規則第3号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成28年規則第2号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成28年規則第7号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から、第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成30年規則第1号)  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成31年規則第2号)  
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年規則第4号)  
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年規則第2号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(令和2年規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和2年1月27日から適用する。

附 則(令和2年規則第10号)  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和2年4月3日から適用する。

附 則(令和4年規則第1号)  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則(令和4年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則(令和5年規則第1号)  
この規則は、令和5年5月8日から施行する。

附 則(令和6年規則第3号)  
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年規則第1号)  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)  
(平28規則2・全改、平28規則7・令2規則2・令4規則2・令6規則3・令7規則1・一部改正)

| 区分   | 補職名 | 役職名   | 職務の級 | 管理職手当の額 |
|------|-----|-------|------|---------|
| 消防本部 | 部長  | 消防長   | 8級   | 85,000円 |
|      | 次長  | 次長    | 7級   | 75,000円 |
|      | 課長  | 課長、主幹 | 6級   | 65,000円 |
|      | 参事  | 参事    | 5級   | 50,000円 |
| 消防署  | 次長  | 署長    | 7級   | 75,000円 |
|      | 課長  | 副署長   | 6級   | 65,000円 |
|      |     | 課長    |      |         |
|      |     | 分署長   |      |         |
|      |     | 主幹    |      |         |
|      | 参事  | 課長    | 5級   | 50,000円 |
|      |     | 副分署長  |      |         |
|      |     | 参事    |      |         |
|      |     | 分遣所長  |      |         |

別記様式  
(平28規則2・全改)

別記様式

特殊勤務手当実績簿

所属長確認印

| 年 月分 所属 |                  |                | 補職等              |                  |                         | 氏名  |
|---------|------------------|----------------|------------------|------------------|-------------------------|-----|
| 日(曜日)   | 救 急 業 務<br>手当(回) | 救命士業務<br>手当(回) | 火 災 業 務<br>手当(回) | 救 助 業 務<br>手当(回) | その他災害<br>業 務 手 当<br>(回) | 備 考 |
| 1 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 2 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 3 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 4 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 5 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 6 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 7 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 8 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 9 日( )  |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 10 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 11 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 12 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 13 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 14 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 15 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 16 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 17 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 18 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 19 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 20 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 21 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 22 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 23 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 24 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 25 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 26 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 27 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 28 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 29 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 30 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
| 31 日( ) |                  |                |                  |                  |                         |     |
|         |                  |                |                  |                  |                         |     |